

第34回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月30日（木） 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（3階）

3. 出席委員 13名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文		
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 1名

3	辻本 一夫
---	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第8号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第9号	現況証明願いについて
日程第4	議案第10号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第5	議案第11号	農地法第3条の規定による許可について
日程第6	議案第12号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第13号	農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入協議について
日程第8	議案第14号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後2時40分

8. 会議の概要

穀内会長	<p>ただ今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、第34回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、7番・水野 敦委員、8番・岩岡 栄一委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、3月27日開催の第33回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、3月27日、第3班 乙部班長以下委員5名において、美成地区の現況証明願い1件に係る現地調査を行っております。</p> <p>3月31日、第2班 辻本班長以下委員4名と穀内会長において、東和地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>4月1日、第1班 岩岡班長以下委員5名と会長において、大和地区の農地転用許可申請1件に係る現地調査、及び開進地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>4月6日～9日にかけて、農業委員会委員道外視察研修を6名の委員参加のもと、実施しております。男鹿半島、佐渡金山、燕三条などを視察しております。</p> <p>4月13日、第2班 辻本班長以下委員6名において、尾田、日方、中島地区の農地転用許可申請3件に係る現地調査、日方地区の農振変更に係る申請1件の現地調査を行っております。</p> <p>4月15日、第3班 乙部班長以下委員6名と会長において、尾田地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>4月16日、十勝農業委員会連合会総会などが帯広市で開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。</p> <p>4月17日、第3班 乙部班長以下委員4名と会長において、開進地区の農地につきまして、売買のあっせん会議、及び現況証明願いに係る現地調査を行っております。</p> <p>4月20日、第1班 岩岡班長以下委員4名と会長において、上大樹地区の農地転用許可申請1件に係る現地調査、及び中大樹地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>4月22日、第2班 辻本班長以下委員4名と穀内会長において、松山和地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>4月25日、第52回南十勝ブラックアンドホワイトショウが家畜共進会場で開催され、農業委員会からお祝いを届けております。</p> <p>4月30日、金曾浩文農政委員長以下委員6名と穀内会長、太田代理において、農政委員会を行い、令和7年度最適化活動の点検・評価につきまして、審議しております。</p> <p>また、その後、穀内年金協議会会長、太田副会長、以下理事・監事6</p>

	<p>名において、農業者年金協議会理事会を行い、令和7年度事業報告及び収支決算報告等につきまして、審議しております。</p> <p>次に2番「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」です。今回、6件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。資料1を添付しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第8号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第8号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等賃借権の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で、書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約4件の通知がありました。</p> <p>つきましては、この合意解約についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■■ ■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■■■、借受人は、■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年3月23日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。</p> <p>申請番号1-2番、所在、地番、登記簿、現況地目、農振、面積、解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日、解約自由につきましては、申請番号1番と同様です。貸付人は、■■ ■■■ ■■■、借受人は、■■ ■■■ ■■■であります。</p> <p>申請番号2番、所在及び地番につきましては、字■■■ ■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■■■ 氏、借受人は、■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年3月31日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。</p> <p>申請番号3番、所在及び地番につきましては、■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■■■■■、借受人は、■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年4月2日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。</p> <p>申請番号4番、所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■■■■■■■、借受人は、■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和8年4月3日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。</p>

	<p>以上で、説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第8号「農地法第18条の規定による合意解約状況の確認について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第9号「現況証明願いについて」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第9号「現況証明願いについて」の提案説明を申し上げます。 土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合において、土地の所有者から現況証明願いの申請があった際は、農業委員会が申請内容が妥当であるか現地調査を行い、妥当と判断した場合は、登記簿地目の変更に必要な現況証明書を発行するものです。 今回ご審議頂きます案件は3件です。 内容は、登記簿地目及び農地台帳の現況地目において、畑になっている地目を畑以外に変更するための申請となっております。 つきましては、申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いたします。 以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■、■筆であります。登記簿地目、現況地目は畑、農振は白地であります。面積は、■■■㎡であり、判定地目は畑外、利用状況は雑種地であります。所有者、申請人は、■■■ ■■■ ■■■、目的は現況地目を判定地目に変更するための申請であります。 なお、現地調査につきましては、3月27日に、乙部班長 他4名により実施しております。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■、■筆であります。登記簿地目、現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡であり、判定地目は畑外、利用状況は宅地であります。所有者、申請人は、■■■ ■■■ ■■■、目的は現況地目を判定地目に変更するための申請であります。 なお、現地調査につきましては、4月15日に、乙部班長 他5名により実施しております。 申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆であります。登記簿地目、現況地目は畑、農振は農業用施設用地であります。面積は、■■■㎡であり、判定地目は畑外、利用状況は雑種地であります。所有者、申請人は、■■■ ■■■ ■■■、目的は現況地目を判定地目に変更するための申請であります。 なお、現地調査につきましては、4月17日に、乙部班長 他3名により実施しております。 以上で説明を終わります。</p>

穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番から3番について、調査班より調査報告を求めます。第3班・班長、乙部 穀博 委員から報告願います。</p>
乙部委員	<p>申請番号1番及び3番につきましては、登記地目の畑から雑種地に変更するための申請であります。申請番号2番につきましては、現況地目を畑から宅地に変更するための申請であります。申請番号1番及び3番は、現地を確認した結果、申請地を畑として利用することは難しいと確認しました。よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしくお願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第9号「現況証明願いについて」、申請番号1番から3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第10号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第10号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっております。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は、1件です。</p> <p>申請内容は、中島地区での農家住宅建設に伴う除外が1件となっております。つきましては、これらの計画変更の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願います。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>

薩田係長	<p>大樹町農業振興地域整備計画の農用地を除外することに、大樹町長から意見照会されている案件であります。</p> <p>申請番号1、土地の所在は字■■、公簿地目は畑、面積は■■㎡であり、事業計画者は、■■ ■■ ■■、目的は農家住宅を建設することによる、農用地からの除外申請であります。</p> <p>なお、現地調査は4月13日に第2班 辻本班長 他3名で行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番について、調査班より調査報告を求めます。第2班、牧田日出男 委員から報告願います。</p>
牧田委員	<p>大樹町から意見照会された農用地からの除外の件について、現地調査を行いました。申請地は、既存の農家住宅、山林に隣接する土地で、代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認し、問題ないと判断しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第10号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。つきましては、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答することといたします。</p> <p>日程第5、議案第11号、「農地法第3条の規定による許可について」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第11号「農地法第3条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や賃借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。</p> <p>今回審議いただく案件は、2件です。</p> <p>内訳は、賃貸借が2件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>

薩田係長	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■m²であります。</p> <p>貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■であります。経営面積は、■■m²であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、水野敦委員となっております。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■m²であります。</p> <p>貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■であります。経営面積は、■■m²であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、金曾浩文委員となっております。</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。美成地区担当委員、水野 敦 委員から報告願います。</p>
水野委員	<p>申請番号1番につきましては、借主の希望による賃貸借の案件で。借主は、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>次に、申請番号2番について、地区担当委員より調査報告を求めます。振別地区担当委員、金曾 浩文 委員から報告願います。</p>
金曾浩委員	<p>申請番号2番につきましては、借主の希望による賃貸借の案件で。借主は、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
牧田委員	<p>申請番号2番の単価が高いと思うのですが、何故でしょうか。</p>
穀内会長	<p>賃料は河川敷を含んで積算していると推察され、農地部分だけで割り返すと分母が小さくなり、結果的にこの単価になったのだと思われま。</p>
太田福委員	<p>河川敷はどれくらいの面積でしょうか。</p>
穀内会長	<p>4～5町くらいあると思われま。</p>
太田勝委員	<p>単価が高かろうと、相対による賃貸借であれば、農業委員会としては、農地法第3条の許可要件を満たしているかどうかを判断するしかないと思いま。</p>
穀内会長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めま。これをもって質疑を終了いたしま。</p> <p>これより議案第11号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番</p>

	<p>から2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第12号「農地法第5条の規定による許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第12号「農地法第5条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、農地法第5条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は5件です。</p> <p>内容は、農業用施設が3件、農業者住宅が1件、砂利採取が1件となっております。つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番、育成牛舎の建設による転用の案件です。所在、地番につきましては、字■■、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農業用施設用地、面積は、■■㎡であります。貸主は、■■■■、借主は、■■■■、転用の時期につきましては許可の日から令和8年12月31日までであります。</p> <p>申請番号2番、従業員宿舎の建設による転用の案件です。所在、地番につきましては、字■■、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては農用地、面積は、■■㎡であります。貸主は、■■■■、借主は、■■■■、転用の時期につきましては許可の日から令和8年12月31日までであります。</p> <p>申請番号3番、飼料貯蔵庫等の建設による転用の案件です。所在、地番につきましては、字■■、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては農業用施設用地、面積は、■■㎡であります。貸主は、■■■■、借主は、■■■■、転用の時期につきましては許可の日から令和8年10月31日までであります。</p> <p>申請番号4番、堆肥舎の建設の建設による転用の案件です。所在、地番につきましては、字■■、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては農業用施設用地、面積は、■■㎡であります。貸主は、■■■■、借主は、■■■■、転用の時期につきましては許可の日から令和8年12月31日までであります。</p> <p>申請番号5番、砂利採取のよる一時転用の案件です。所在、地番につきましては、字■■ 他■筆、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は、■■㎡であります。貸主は、■■■■、借主は、■■■■、一時転用の時期につきましては許可の日から令和9年5</p>

	<p>月26日までであります。</p> <p>申請番号1番・2番・3番の現地調査につきましては、4月13日に、第2班 辻本班長 他3名により実施しております。</p> <p>申請番号4番・5番の現地調査につきましては、4月20日と4月1日に、第1班 岩岡班長 他3名により実施しております。</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番と5番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取が必要となる案件となります。</p> <p>申請番号2番、3番、4番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取は省略可能となりますので、本総会の議決をもって許可日といたします。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番から3番について、調査班より調査報告を求めます。第2班、牧田 日出男 委員から報告願います。</p>
牧田委員	<p>申請番号1番から3番につきましては、2班で現地調査を行いました。現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号4番から5番について、調査班より調査報告を求めます。第1班・班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。</p>
岩岡委員	<p>申請番号4番から5番につきましては、1班で現地調査を行いました。現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第12号「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番から5番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第7、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入協議について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入協議について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>市町村の農業委員会は、農用地の所有者から、所有権の移転についてあつせ</p>

	<p>んを受けたい旨の申出があり、かつ、新たな利用権の設定等が困難な場合であって、農地利用の集積を図るために農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されているものです。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は2件です。つきましては、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>番号1番、申請者は、■■ ■■■ ■■■であります。土地の所在は、字■■■他■■筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は■■■㎡であります。農地利用調整会議につきましては、4月20日に第1班の5名により実施しております。</p> <p>番号2番、申請者は、■■ ■■■ ■■■であります。土地の所在は、字■■■他■■筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は■■■㎡であります。農地利用調整会議につきましては、4月22日に第2班の5名により実施しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第13号「農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入協議について」申請番号1番から2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第8、議案第14号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第14号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は4件です。</p> <p>内訳は、所有権の移転が4件となっております。つきましては、計画案について、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>次に、申請番号1番の審議にあたり、■■ ■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願ひます。</p> <p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>

薩田係長	<p>申請番号1-1番、所在、地番につきましては、字■■■ ■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。このあっせん会議は、3月31日に辻本班長 他3名により実施しております。</p> <p>申請番号1-2番、所在、地番、地目、面積、売買価格、あっせん会議のいずれも申請番号1-1と同様です。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第2班、牧田 日出男 委員から報告願います。</p>
牧田委員	<p>申請番号1番につきましては、譲渡人から所有権移転のあっせんの申し出があったため、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、3月31日のあっせん会議で価格を決定し、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第14号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号2番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号2-1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。このあっせん会議は、4月1日に岩岡班長 他4名により実施しております。</p> <p>申請番号2-2番、所在、地番、地目、面積、売買価格、あっせん会議のいずれも申請番号2-1と同様です。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。</p> <p>申請番号3-1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。このあっせん会議は、4月15日に乙部班長 他5名により実施しております。</p> <p>申請番号3-2番、所在、地番、地目、面積、売買価格、あっせん会議のいずれも申請番号3-1と同様です。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。</p> <p>申請番号4-1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。このあっせん会議は、4月17日に乙部班長 他3名により実施しております。</p>

委員(7 番) 水野 敦

委員(8 番) 岩岡 栄一